

○久喜市情報公開条例施行規則

平成22年3月23日

規則第15号

改正 平成23年11月15日規則第36号

平成28年3月25日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、久喜市情報公開条例（平成22年久喜市条例第12号。以下「条例」という。）第29条の規定に基づき、市長が行う公文書の公開等に関する事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(書面等の様式)

第2条 条例施行のために必要な書面及び意見書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第6条第1項に規定する書面 公文書公開請求書（様式第1号）
- (2) 条例第11条第1項に規定する書面
 - ア 公文書の全部を公開する旨の決定をしたときの書面 公文書公開決定通知書（様式第2号）
 - イ 公文書の一部を公開する旨の決定をしたときの書面 公文書部分公開決定通知書（様式第3号）
- (3) 条例第11条第2項に規定する書面 公文書非公開決定通知書（様式第4号）
- (4) 条例第12条第2項に規定する書面 公文書公開決定等期間延長通知書（様式第5号）
- (5) 条例第12条第3項に規定する書面 公文書公開決定等の期限の特例適用通知書（様式第6号）
- (6) 条例第14条第1項に規定する書面 公文書公開請求事案移送通知書（様式第7号）
- (7) 条例第15条第1項に規定する書面 公文書公開決定等に係る意見照会書（様式第8号）
- (8) 条例第15条第2項に規定する書面 公文書公開決定等に係る意見書提出機会付与通知書（様式第9号）
- (9) 条例第15条第1項及び第2項に規定する意見書 公文書公開決定等に係る意見書（様式第10号）
- (10) 条例第15条第3項（条例第20条で準用する場合を含む。）に規定する書面 公文書公開決定第三者あて通知書（様式第11号）

(公文書の公開の実施等)

第3条 条例第16条の規定により実施する公文書の公開において閲覧又は視聴を受ける者は、当該公文書を丁寧に取り扱い、汚損、破損、加筆等の行為をしてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、公文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 条例第16条第1項第3号に規定する実施機関が定める方法とは、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ及びビデオテープ 専用機器により再生したものの視聴又は録音テープ若しくはビデオテープに複製したものの交付

(2) 紙に出力することが容易な電磁的記録 紙に出力したものの閲覧又は交付

(3) 紙に出力することが困難な電磁的記録 ディスプレイに出力したものの視聴又は電磁的記録媒体に複製したものの交付

4 市長は、前項第3号の規定により電磁的記録媒体に複製したものの交付を行うときは、当該電磁的記録が加工又は改ざんされないよう配慮するものとする。

(公文書の写しの交付部数等)

第4条 公文書の写しの交付部数は、当該請求があった公文書1件につき一部とする。

2 条例第17条第2項に規定する公文書の写しの交付に要する費用は、別表に定める額とし、公文書の写しを交付する際に徴収するものとする。

(実施状況の公表の方法)

第5条 条例第25条の規定による公文書の公開の実施状況の公表は、公開請求の状況、公開請求に対する公開等の決定の状況その他必要な事項について、市の広報紙への掲載により行うものとする。

(任意的な公開の申出等)

第6条 条例附則第3項の規定による任意的な公開の申出は、公文書任意的公開申出書(様式第12号)を市長に提出して行わなければならない。

2 市長は、前項の申出があったときは、公文書任意的公開回答書(様式第13号)により回答するものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の久喜市情報公開条例施行規則（平成12年久喜市規則第56号）、菖蒲町情報公開条例施行規則（平成15年菖蒲町規則第1号）、栗橋町情報公開条例施行規則（平成13年栗橋町規則第14号）又は鷺宮町情報公開条例施行規則（平成13年鷺宮町規則第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年11月15日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月25日規則第21号）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第4条及び別表の規定は、この規則の施行の日以後に申請のあった公文書の写しの交付に要する費用について適用し、同日前に申請のあった公文書の写しの交付に要する費用については、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の様式第3号（裏）、様式第4号（表）及び様式第11号（注）は、この規則の施行の日以後にされる処分について適用し、同日前にされた処分については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

交付の方法	種別	金額
1 書面等を複写機により用紙に複写したものの交付	ア 白黒	用紙1面につき10円
	イ カラー	用紙1面につき20円
2 電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したものの交付	ア 白黒	用紙1面につき10円
	イ カラー	用紙1面につき20円

様式第1号(第2条関係)

公文書公開請求書

年 月 日

久喜市長 あて

〒 _____
住所 _____
請求者 氏名 _____
電話番号 _____
(法人その他の団体にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名)

久喜市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

公開請求に係る公文書の名称又は内容	(公開請求する公文書が特定できるよう、公文書の名称又は知りたい事項を具体的に記入してください。)
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付(<input type="checkbox"/> 郵送希望) (写しの交付には、録音テープ及びビデオテープを複写したものの交付並びに電磁的記録を紙に出力したものの交付を含む。)
担当課所	部 課 係 電話番号 内線()
備考	

(注) 太線内のみ記入し、□のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

様式第2号(第2条関係)

公文書公開決定通知書

第 年 月 日 号

様

久喜市長

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、久喜市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公開することと決定したので通知します。

公開請求に係る公文書の名称又は内容	
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付(<input type="checkbox"/> 郵送希望) (写しの交付には、録音テープ及びビデオテープを複写したものの交付並びに電磁的記録を紙に出力したものの交付を含む。)
公開の日時	午前 年 月 日 時 分 午後
公開の場所	
担当課所	部 課 係 電話番号 内線()
備考	

- (注) 1 公文書の公開を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。
2 当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を連絡してください。

様式第3号(第2条関係)

(表)
公文書部分公開決定通知書

第 年 月 日 号

様

久喜市長



年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、久喜市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を公開することと決定したので通知します。

公開請求に係る公文書の名称又は内容	
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付(<input type="checkbox"/> 郵送希望) (写しの交付には、録音テープ及びビデオテープを複製したものの交付並びに電磁的記録を紙に出力したものの交付を含む。)
公開の日時	午前 年 月 日 時 分 午後
公開の場所	
公開することができない部分及び理由	(公開することができない部分) (理由)久喜市情報公開条例第 条第 号に該当
公開することができるようになる時期	
担当課所	部 課 係 電話番号 内線()
備考	

- (注) 1 公文書の公開を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。
2 当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を連絡してください。

(裏)

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、久喜市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号(第2条関係)

(表)
公文書非公開決定通知書

第 年 月 日 号

様

久喜市長



年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、久喜市情報公開
条例第11条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

公開請求に係る公文書の 名称又は内容	
公開することができな い理由	久喜市情報公開条例第 条第 号に該当
公開することができる ようになる時期	
担当課所	部 課 係 電話番号 内線()
備考	

(裏)

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、久喜市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号(第2条関係)

公文書公開決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

久喜市長

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、久喜市情報公開
条例第12条第2項の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。

公開請求に係る公文書の名称又は内容	
条例第12条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課所	部 課 係 電話番号 内線()
備考	

様式第 6 号(第 2 条関係)

公文書公開決定等の期限の特例適用通知書

第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、久喜市情報公開条例第12条第3項の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。

公開請求に係る公文書の名称又は内容	
条例第12条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
条例第12条第3項の規定による公文書のうち相当部分について公開決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
条例第12条第3項の規定による残りの公文書について公開決定等をする期限	年 月 日まで
大量請求により決定期限を延長する理由	
担当課所	部 課 係 電話番号 内線()
備考	

様式第7号(第2条関係)

公文書公開請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、久喜市情報公開
条例第14条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

公開請求に係る公文書 の名称又は内容	
請求書受付実施機関	
移送先の実施機関	
移送日	年 月 日
移送した理由	
備考	

様式第8号(第2条関係)

公文書公開決定等に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

久喜市長



あなたに関する情報が記録されている公文書について、久喜市情報公開条例第6条第1項の規定により次のとおり公開請求がありました。

つきましては、当該公文書を公開するかどうかの決定を行うに当たり、あなたの御意見をお聴きしたいので、久喜市情報公開条例第15条第1項の規定により通知します。

御意見があるときは、「公文書公開決定等に係る意見書」により御回答ください。

公開請求に係る公文書の名称又は内容	
公文書に記録されているあなたの情報	
提出期限	年 月 日まで
提出先(担当課所)	部 課 係 電話番号 内線()
備考	

(注) 公開することによるプライバシー侵害の有無、権利利益の侵害の有無等について御回答ください。

様式第9号(第2条関係)

公文書公開決定等に係る意見書提出機会付与通知書

第 年 月 日 号

様

久喜市長



あなたに関する情報が記録されている公文書について、久喜市情報公開条例第6条第1項の規定により公開請求がありましたが、次のとおり当該情報を公開しようとしています。

つきましては、久喜市情報公開条例第15条第2項の規定によりあなたに意見書を提出する機会を付与しますので、「公文書公開決定等に係る意見書」により御回答ください。

公開請求に係る公文書の 名称又は内容	
公文書に記録されている あなたの情報	
公開しようとする理由	
提出期限	年 月 日まで
提出先(担当課所)	部 課 係 電話番号 内線()
備考	

(注) 公開することによるプライバシー侵害の有無、権利利益の侵害の有無等について御回答ください。

様式第 10 号(第 2 条関係)

公文書公開決定等に係る意見書

年 月 日

久喜市長 あて

〒 —
住所 _____
氏名 _____
電話番号 _____
(法人その他の団体に
あつては、その名称、
所在地及び代表者の氏
名)

年 月 日付けで通知を受けた公文書の公開についての意見は、次のとおりです。

公開請求に係る公文書の名称又は内容	
公文書に記録されている私の情報	
意見	

(注) 公開されると支障がある部分、その理由等について具体的に記入してください。

様式第 11 号(第 2 条関係)

公文書公開決定第三者あて通知書

第 年 月 日 号

様

久喜市長



あなたに関する情報が記録されている公文書について、次のとおり決定したので、久喜市情報公開条例第15条第3項第20条の規定により通知します。

公開請求に係る公文書の名称又は内容		
公文書に記録されているあなたの情報		
決定の内容	区分	
	理由	
	公開の期日	年 月 日
担当課所	部 課 係	
	電話番号	内線()
備考		

1 審査請求について

この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。ただし、上記の公開の期日までに審査請求がないときには、あなたの情報は、上記の期日に公開となります。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、久喜市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 12 号(第 6 条関係)

公文書 任意的 公開 申出 書

年 月 日

久喜市長 あて

〒 _____
住 所 _____
申出者 氏 名 _____
電話番号 _____
(法人その他の団体にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名)

公文書の任意的公開を受けたいので、久喜市情報公開条例附則第3項の規定により、次のとおり公開の申出をします。

公開申出に係る 公文書の名称 又は内容	
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付(<input type="checkbox"/> 郵送希望) (写しの交付には、録音テープ及びビデオテープを複写したものの交付並びに電磁的記録を紙に出力したものの交付を含む。)
担当課所	部 課 係 電話番号 _____ 内線(_____)
備考	

(注) 太線内のみ記入し、□のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

様式第 13 号(第 6 条関係)

公文書 任意的 公開 回答 書

第 年 月 日

様

久喜市長

印

年 月 日付けで申出のあった公文書の任意的な公開については、次のと

公開する
 公開しない
 一部を公開することとしたので回答します。

公開申出に係る 公文書の名称 又は内容	
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付(<input type="checkbox"/> 郵送希望) (写しの交付には、録音テープ及びビデオテープを複写したものの交付並びに電磁的記録を紙に出力したものの交付を含む。)
公開の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
公開の場所	
公開することが できない部分 及び理由	(公開することができない部分) (理由)久喜市情報公開条例第 条第 号に該当
担当課所	部 課 係 電話番号 内線()
備考	

- (注) 1 公文書の公開を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。
 2 当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を連絡してください。